（参考様式９-２）

**指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書**

年　　月　　日

　　　羽曳野市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　（職）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名）

当法人（別紙に記載する役員等を含む。）は、下記に掲げる児童福祉法（以下「法」という。）第24条の28第2項において準用する法第21条の5の15第3項（第4号、第11号及び第14号を除く。その他一部省略や読み替えをしています。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

第1号　申請者が法人でないとき。

第2号　当該申請に係る障害児相談支援事業所（法第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）の従業者の知識及び技能並びに人員が、法第24条の31第1項の内閣府令で定める基準を満たしていないとき。

第3号　申請者が、法第24条の31第2項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な障害児相談支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

第5号　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第5号の2　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第6号　申請者が、法第24条の36又は法第33条の18第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。（以下、ただし書き省略）

第7号　申請者と密接な関係を有する者（申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が法第24条の36又は法第33条の18第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。（以下、ただし書き省略）

第9号　申請者が、法第24条の36又は法第33条の18第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第24条の32第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

第10号　申請者が、法第24条の34第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第24条の36の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第24条の32第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

第12号　申請者が、指定の申請前5年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第13号　申請者が、法人で、その役員等のうちに第5号、第6号、第9号、第10号又は前号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。